

神戸市外国語大学図書館部会規程

2010年4月1日

規程第2号

(設置)

第1条 神戸市外国語大学教育研究評議会規則(2023年4月規則第60号)第7条第1項の規定に基づき神戸市外国語大学教育研究評議会に図書館部会(以下「部会」という。)を設置する。

(審議事項)

第2条 部会は、神戸市外国語大学図書館に関する以下の事項について審議する。

- (1) 資料の選択、収集及び保存に関する事項
- (2) 情報発信及び機関リポジトリに関する事項
- (3) 利用サービスの向上に関する事項
- (4) 地域貢献及び市民開放に関する事項
- (5) その他図書館の運営に関する重要な事項

(組織)

第3条 部会は、次の委員で組織する。

- (1) 図書館長
- (2) 各学科・グループから選出された教員 4名
英米学科から1名
ロシア・中国・イスパニア学科のいずれかから1名
国際関係学科から1名
総合文化グループから1名
- (3) 学術情報グループ課長
- (4) その他図書館長が必要と認めた者

2 前項第2号に規定する委員の任期は、1年とし、再任を妨げない。

3 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第4条 部会に部会長をおき、図書館長を充てる。

2 部会長は、部会を招集し、その議長となる。

3 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長が指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第5条 部会は、委員の過半数の出席により成立する。

2 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 部会長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 部会の庶務は、学術情報グループにおいて行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会が定める。

附 則

この規程は、2010年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2011年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2019年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2022年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2023年4月1日から施行する。